令和７年（ヒ）第３号
大阪府泉南市りんくう南浜３番17号
清算株式会社　株式会社ラフィオラボ
代表清算人　青柳　敏之
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所岸和田支部

令和７年（ヒ）第８号
香川県丸亀市綾歌町岡田東837番地
清算株式会社　株式会社宮武木工
代表清算人　宮武　秀明
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３００９号
大阪市北区中崎西２丁目６番６号パステル２－301号
清算株式会社　株式会社アンデルセン
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第４号
愛知県豊田市錦町２丁目15番地１
清算株式会社　株式会社井上自動車
代表者代表清算人　井上　美鹿
1　決定年月日　令和７年８月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権のうち元本額（ただし、令和７年６月９日を基準日とする。）の3.24869717％に当たる金員を支払う。ただし、各協定債権者の債権額にかかる弁済率を乗じた結果発生する１円未満の端数については、0.51以上である場合は切り上げ、0.51未満である場合は切り捨てるものとする。
2　前項に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　各協定債権者は、前二項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、清算株式会社が各協定債権者に対して負担するその余の債務を全て免除する。
4　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権のうち元本額（ただし、令和７年６月９日を基準日とする。）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
名古屋地方裁判所岡崎支部

更生手続終結

令和５年（ミ）第１号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目６番８号
更生会社　株式会社ルートスタイル
管財人　山本　幸治
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始